

令和元年(行ウ)第275号, 第598号 環境影響評価書確定通知取消請求事件

原告 鈴木陸郎 ほか47名

被告 国

準備書面(5)

令和3年1月22日

東京地方裁判所民事第2部C係 御中

被告指定代理人

石井 広太郎

井上 恵理子

志村 直之

林 智彦

酒井 由美子

井上 悠也

田上 博道

白井 貴之

沼田 博男

角 銅 進

小島 由美子

被告は、本準備書面において、原告らの2020年（令和2年）4月27日付け準備書面4（以下「原告準備書面4」という。）に添付された「原告適格一覧表」（以下「原告適格一覧表」という。）に記載された事実等に対し、必要と認める範囲で認否を行う。

なお、略語については、本準備書面で新たに定めるもののほか、従前の例による。

第1 はじめに

原告らは、原告準備書面3等において、本件において原告適格が認められる類型として、●条例上の関係地域居住者（原告準備書面3第1・2ページ、具体的には、原告適格一覧表において「A-1 3km内」に●印が付されている者）、●本件発電所の周囲から20キロメートル以内の居住者（同第2・2及び3ページ、原告準備書面5第2の2(1)・51ないし57ページ、具体的には、原告適格一覧表において「A-1 3km内」に○印が付されている者に加え、「A-2 20km内」に○印が付されている者）、●国又は地方公共団体の調査により確認された干潟、藻場、さんご群集若しくは野生動植物の重要な生息又は生育の場に相当程度の影響を及ぼすおそれがある地域を漁場とする漁業者（原告準備書面3第3・4ページ、具体的には、原告適格一覧表において「C 温排水」に○印が付されている者）、④本件発電所から排出されるC●2によって、地球温暖化が進行する結果、水害・土砂災害等の被害を受けるおそれの高い者（同第4・4ないし9ページ、具体的には、原告適格一覧表において「D-1 土砂災害・高潮」に○印が付されている者）、⑤本件発電所から排出されるC●2によって、地球温暖化が進行する結果、熱中症等によって生命を失ったり健康を害したりするおそれの高い者（同第5・9ないし14ページ、具体的には、原告適格一覧表において「D-2 熱中症」に○印が付されている者）、⑥本件発電所から排出されるCO2によって、地球温暖化が進行する結果、重要な生業手段である水産資源が不可逆的な形で深刻に破壊

され、漁業者としての生業手段を奪われる又は観光業者として生業手段を奪われるおそれの高い者(同第6・14ないし20ページ、具体的には、原告適格一覧表において「●-3 漁業等」に●印が付されている者)として、上記①ないし●の六つの類型に分類した上で、類型ごとにそれを基礎付ける事実を主張する。

原告らの上記主張については、被告準備書面(1)第2の2(15ないし29ページ)及び被告準備書面(2)第2の3(1)イ(18ページ)で詳述したとおり、環境影響評価法及び電事法に基づく環境影響評価は、人の健康や生活環境といった利益を個々人の個別的利益として保護するために行われるものではなく、上記六つの類型に応じた利益を個々人の個別的利益として保護すべきとの趣旨とは解されない上、仮に、一定の範囲の住民等に原告適格が認められるという見解が前提とされるとしても、被告準備書面(1)第2の3(29ないし39ページ)、被告準備書面(2)第2の3(17ないし44ページ)で述べたとおり、上記各類型のいずれの類型の者にも本件通知の取消しを求める法律上の利益を認めることはできない。

本書面では、上記の点をおき、原告適格一覧表に記載された内容等につき、必要と認める範囲で認否をする。

第2 前提(原告らの住民票上の住所の記載について)

原告適格一覧表において、原告番号38の「住所(自宅)」として、「神奈川県川崎市川崎区伊勢町14-1」とあるが、同人は、令和2年4月13日付で同所を転居済みであるため、同原告の住所が神奈川県川崎市川崎区伊勢町14-1であるとの点は否認する。

また、原告19の勤務地は不知。

その余の原告については、原告適格一覧表の「住所(自宅)」欄に記載された場所に住民票上の住所の記載があるとの限りで認める。

第3 原告適格一覧表の「A-2 20km内」該当性について

かかる類型についての原告らの具体的主張は、本件発電所の周囲20キロメートル以内に居住する者に原告適格があるとの主張と解されるところ、原告適格一覧表の「A-2 20km内」に●印が付された原告については、いずれも本件発電所の周囲20キロメートル以内にその住民票上の住所があるとの限りで認める。

なお、原告は、かかる類型に該当するのは、原告適格一覧表の「A-2 20km内」に○印が付された原告のみならず、同一一覧表の「A-1 3km内」に○印が付された原告も含まれる旨主張するが、後者については、後記第8の求釈明に対する回答を待って認否することとする。

第4 原告適格一覧表の「D-2 熱中症」の年齢該当性について

原告らは、原告適格一覧表の「D-2 熱中症」において、「提訴時55歳以上、15歳以下」に該当する者に●印を付すとともに、該当者の提訴時の年齢を記入するようである。

原告適格一覧表の「D-2 熱中症」に○印が付されている原告について、原告らの主張する「提訴時55歳以上、15歳以下」との要件を満たすこと自体は認める。

もっとも、原告番号36は、提訴時は15歳であるものの、本書面提出時点で既に17歳になっている。

なお、念のため付言するに、原告適格一覧表において、原告番号13は「71歳」、原告番号16は「77歳」、原告番号48番は「64歳」とあるが、それぞれ提訴時は66歳、78歳、63歳である。

第5 原告適格一覧表の「D-1 土砂災害・高潮」の各区域内等該当性について

原告らは、原告適格一覧表の「D-1 土砂災害・高潮」において、土砂災害警戒区域内等にその住所が位置することにより、「本件発電所から排出されるCO₂によって、地球温暖化が進行する結果、水害・土砂災害等の被害を受けるおそれの高い者」に該当するとして、同要件に該当する者につき●印を付した上、それらの原告の住所が具体的に何の区域内等にあるかを記載している。

このうち、原告番号6, 13, 17, 19, 25, 27, 39, 45については、原告らが挙げる各区域内にその者の住民票上の住所が存在するとの限りで認め、原告番号46については、その住民票上の住所が標高5メートル未満であるとの限りで認める。

原告番号12については、その住民票上の住所が土砂災害警戒区域（急斜面）内及び土砂災害警戒区域（土石流）内に存在するとの限度で認め、急傾斜地崩壊危険区域内であるとの点は否認する。

その余の原告（具体的には、原告番号1, 4, 5, 8, 9, 14ないし16, 18, 20ないし22, 26, 32ないし34）については、原告の言う「付近」、「海岸至近」の定義が明らかでないことから、認否の限りでない。

第6 原告適格一覧表の「D-3 漁業等」について

原告らは、原告適格一覧表の「D-3 漁業等」において、漁業者及び海中観光業従事者に○印を付すようであるが、これらの者が漁業者及び海中観光業従事者であることは不知。

第7 原告準備書面4・第2について

不知。

第8 求釈明の申立て

被告において、原告適格一覧表の「A-1 3km内」で○印が付された各

原告の住民票上の住所が本件発電所の周囲 3 キロメートル内にあるかを確認したところ、一部の原告につき、3 キロメートル以上の距離があった。

そのため、原告らにおいて、原告適格一覧表の「A-1 3 km内」該当性を具体的にどのような基準で判断したかにつき、釈明を求める。

以 上